

|      |                                            |
|------|--------------------------------------------|
| タイトル | 「採用活動事業費補助金」の実施について                        |
| 担当課  | 産業部 商工課 担当：秋山<br>(電話：055-948-1415 内線：2422) |

## 1 事業の目的

市内の中小企業等が人材確保を目的に行う採用活動に関連する企業情報発信の経費について、最大10万円まで支援します。

## 2 概要

|       |                                                                                                                                |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助額   | 対象経費の2分の1以内（上限10万円）<br>※100円の端数切り捨て、当該年度の予算の範囲内で補助                                                                             |
| 対象経費  | (1) 就職情報企業等が実施する合同説明会への出展料<br>（参加負担、会場使用、備品等資材借入に係る費用を含む）<br>(2) 企業PR動画の制作費<br>（外部発注経費に限る）<br>※ (1) (2) それぞれ1回限り、同一年度は1回限り申請可能 |
| 補助要件  | (1) 中小企業等であること<br>(2) 市内に主な事業所を有すること<br>(3) 市税の滞納がないこと など                                                                      |
| 申請    | 受付開始：令和7年6月1日（月）～<br>交付申請：採用活動事業を開始するまでに必要書類を商工課へ提出<br>※年度内に採用活動事業が終了すること                                                      |
| 問い合わせ | 産業部 商工課 電話：055-948-1415                                                                                                        |

採用活動に取り組む中小企業等の皆様へ

## 伊豆の国市 採用活動事業費補助金のご案内

### 補助概要

**補 助 額** : 対象経費の 1/2 以内 (上限10 万円)

※100 円未満の端数切り捨て、当該年度の予算の範囲内で補助。

**補助対象者** (主な要件)

- ◇ 市内に主な事業所を有すること
- ◇ 市税の滞納がないこと
- ◇ 一定の労働関係法令違反がないこと など

### 補助金対象経費

※ (1) (2) それぞれ1回限り、同一年度は1回限り申請可能 (詳細裏面)

#### (1) 就職情報企業等が実施する合同説明会への出展料

合同説明会への出展料

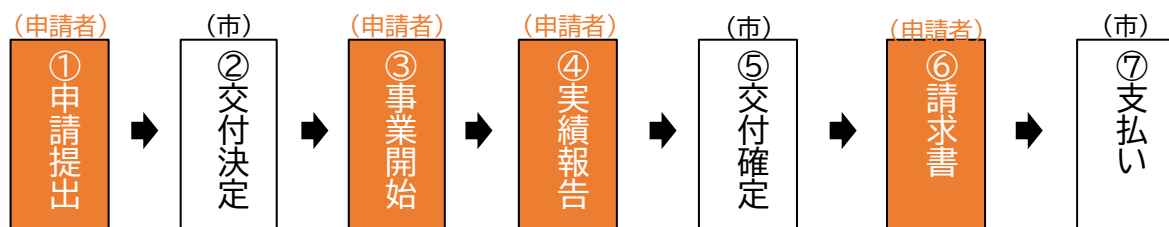
(参加負担、会場使用、備品等資材借入に係る費用を含む)

#### (2) 企業PR動画の制作費

外部発注経費に限る

### 補助金の流れ

※補助金の交付決定前に支払いした経費は補助対象となりませんのでご注意ください。



#### 【問合せ先】

伊豆の国市役所 商工課

〒410-2292 伊豆の国市長岡 346-1

TEL 055-948-1415 FAX 055-948-2926

※詳細は HP 又は要綱をご覧ください。



## よくあるご質問

### Q1 当該補助金は何度も受けることができますか？

**A1 同一申請者につき、合同説明会出展事業及び企業 PR 動画作成事業それぞれ 1 回限り 1 年に 1 事業のみしか補助金交付はできない。**

【補助対象となる例】

- ・ A 社が R7 に「合同説明会出展事業」 R8 に「企業 PR 動画制作事業」を申請すること

【補助対象とならない例】

- ・ A 社が R7 に「合同説明会出展事業」と「企業 PR 動画制作事業」を同時に申請すること
- ・ A 社が R7 に「合同説明会出展事業」 R8 に「合同説明会出展事業」を申請すること
- ・ A 社が R7 に「企業 PR 動画制作事業」 R9 に「企業 PR 動画制作事業」を申請すること

### Q2 1 事業の中で、複数の説明会に出展、いくつもの動画を作る申請をすることはできますか？

**A2 出展の場合** 申請時に、複数出展が決定している場合は可能

【補助対象となる例】

- ・ 7 月開催「第 1 回〇〇説明会」及び 9 月開催「第 2 回〇〇説明会」のように、開催時期が異なる同一イベントの経費を同時に申請すること
- ・ 「〇〇説明会」と「△△説明会」のように、主催が異なるイベントの両方の経費を同時に申請すること

【補助対象とならない例】

- ・ 「第 1 回〇〇説明会」への出展費用を申請し、交付決定後、追加で「第 2 回〇〇説明会」や「△△説明会」の経費の申請をするために変更申請すること

**動画制作の場合** 申請時に、複数動画制作が決定している場合は可能

【補助対象となる例】

- ・ 3 本の動画制作を同時発注し、申請すること

【補助対象とならない例】

- ・ 1 本の動画制作の申請を行い、交付決定後、追加で 2 本の動画制作をするために変更申請すること

